



朝一番の水道水は  
飲み水以外に使用を

水道局では、水質基準を満たした安全な水道水をお届けしています。

しかし、朝一番や旅行などで長い間留守にした時の最初の水道水は、各家庭の水道管

に長時間溜まったままのものです。このような水は、水中の塩素が少なくなつて消毒効果が薄れてしまつていたり、水道管に鉛管が使われている場合などは、鉛が溶け出していることがあります。

通常の使用状態では問題ありませんが、朝一番や長い間留守にした時の使い始めの水は、念のためバケツ一杯ぐらいを目安に、洗濯や掃除など飲み水以外の用途への使用をお勧めします。  
お問い合わせ先 水道局（☎53

7811

ビブリオ感染症を  
予防しましょう

ビブリオ感染症は、海水中や魚介類の体内に広く生息するビブリオ・バルニフィカス菌が原因の感染症です。  
肝機能が低下している人、血清中の鉄濃度が高くなるような血液疾患の人、免疫力が低下している人は、次のことを心がけましょう。  
生鮮魚介類を生で食べることは避ける。

創傷がある時は、海水との接触をさける。  
生鮮魚介類の生食後、体調に不調を感じたら直ちに医療機関で診察を受ける。

お問い合わせ先 健康対策課  
(☎20 3195)

スポーツ施設予約  
システムを更新します

新しいシステムへの更新ともない、従来のキャプテン端末による予約を一時休止とさせていただきます。この間の利用申し込みは、直接、美保公園管理事務所（美保球場内）に申し込んでください。  
休止期間 9月23日（日）～30日（日）

新しいスポーツ施設予約システムは、市内公共施設などに新たに設置する公共端末のほか、インターネットやiモードにより空き施設の検索、抽選申し込み、利用申し込みなどができるシステムです。10月1日からサービス提供を開始します。  
お問い合わせ先 情報政策課  
(☎20 3161)



【固定資産税】

税負担の  
調整措置

### 評価額と課税標準額【土地】

固定資産課税台帳には「評価額」と、この価格をもとに算定した「課税標準額」を登録しています。

原則として「評価額」が「課税標準額」となりますが、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、「課税標準額」は「評価額」より低く算定します。

税額は、「評価額」に税率を乗じるのではなく、「課税標準額」に税率を乗じて算出します。

そのため、評価替えや下落修正によって「評価額」が下がっても、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が低い土地については、税額が毎年上昇するということがあります。

### 宅地の税負担の調整措置について

現在、課税の公平の観点から、地域や土地によって相当のばらつきがある負担水準を均衡化するため、税負担の調整措置をとっています。

負担水準の高い土地は税額を据え置いたり引き下げたりする一方、負担水準の低い土地はなだらかに税額を引き上げて、税負担を公平にしようとするものです。

「負担水準とは…」

次の算式によって求めます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率} (1/3 \text{ または } 1/6)}$$

お問い合わせ先 固定資産税課（☎20 3132）